

九 旧第 44 条の 2 (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>第 44 条の 2 (特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却) 関係</u></p>
(廃 止)	<p><u>(圧縮記帳をした特定資産の取得価額)</u></p> <p><u>44 の 2 - 1 措置法第 44 条の 2 第 1 項に規定する特定資産 (以下「特定資産」という。) の取得価額の合計額が 5 億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該特定資産が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>(注) 特定資産の取得価額の合計額が 5 億円以上であるかどうかの判定は、一の計画に基づき取得する特定資産の取得価額の合計額によるのではなく、各事業年度ごとに当該事業年度において措置法第 44 条の 2 第 1 項に規定する高度技術工業 (以下「高度技術工業」という。) に属する事業の用に供した特定資産の取得価額の合計額によることに留意する。</u></p>
(廃 止)	<p><u>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>44 の 2 - 2 措置法令第 28 条の 5 第 3 項第 1 号に規定する機械及び装置の 1 台又は 1 基の取得価額が 500 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(注) 当該機械及び装置が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p>

- (廃 止) (工場用又は研究所用の建物及びその附属設備の意義)
44 の 2 - 3 特定資産である工場用又は研究所用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。
- (1) 工場又は研究所の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用又は研究所用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備
 - (2) 工場又は研究所において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備
- (注) 倉庫用の建物は、工場用又は研究所用の建物に該当しない。
- (廃 止) (特別償却の対象となる工場用又は研究所用の建物の附属設備)
44 の 2 - 4 特定資産である工場用又は研究所用の建物の附属設備は、当該建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。
- (廃 止) (工場用又は研究所用とその他の用に共用されている建物の判定)
44 の 2 - 5 一の建物が工場用又は研究所用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用又は研究所用に供されている部分について措置法第 44 条の 2 第 1 項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。
- (1) 工場用又は研究所用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。
 - (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が工場用又は研究所用に供されているものとする事ができる。

改 正 後	改 正 前
(廃止)	<p><u>(高度技術工業に属する事業の範囲)</u></p> <p><u>44の2-6 法人が措置法第44条の2第1項に規定する特定高度技術産業集積地域内において行う事業が高度技術工業に属する事業に該当するかどうかは、当該地域内にある事業所ごとに判定する。</u></p> <p><u>(注) 協同組合等が当該地域内において高度技術工業に属する事業を営むその組合員の共同的施設として特定資産の取得等をして事業の用に供したときは、当該特定資産は当該協同組合等の営む高度技術工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。</u></p>
(廃止)	<p><u>(事業の用に供したものとされる資産の貸与)</u></p> <p><u>44の2-7 法人が、自己の下請業者で措置法第44条の2第1項に規定する特定高度技術産業集積地域内において高度技術工業に属する事業を営むものに対し、当該事業の用に供する特定資産を貸し付けている場合において、当該特定資産が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている特定資産は当該法人の営む高度技術工業に属する事業の用に供したものと取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、高度技術工業に属する事業に該当しない。</u></p>
(廃止)	<p><u>(事業年度中途において中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</u></p> <p><u>44の2-8 法人が各事業年度中途において措置法第44条の2第1項に規定する中小企業者等に該当しないこととなった場合においても、その該当しないこととなった日前に取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という。)をして事業の用に供した特定資産については、中小企業者等が取得等をしたものと</u></p>

して同項の規定を適用することに留意する。

十 第 44 条の 2 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 44 条の 2 《集積区域における集積産業用資産の特別償却》関係</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした集積産業用資産の取得価額)</u></p> <p><u>44 の 2 - 1 措置法第 44 条の 2 第 1 項に規定する集積産業用資産 (以下「集積産業用資産」という。) の取得価額の合計額が措置法令第 28 条の 5 第 1 号口に規定する 3 億円以上又は同条第 2 号に規定する 5 億円以上であるかどうかを判定する場合において、当該集積産業用資産が法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>(注) 同条第 1 号口に規定する機械及び装置の取得価額の合計額が 3 億円以上であるかどうかの判定は、同号口に規定する承認企業立地計画に基づき取得又は製作をする機械及び装置の取得価額の合計額によることに留意する。</u></p> <p><u>(機械及び装置の取得価額の判定単位)</u></p> <p><u>44 の 2 - 2 措置法令第 28 条の 5 第 1 号イに規定する機械及び装置の 1 台又は 1 基の取得価額が 1,000 万円以上であるかどうかについては、通常 1 単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体となって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。</u></p> <p><u>(注) 当該機械及び装置が法第 42 条から第 49 条までの規定による圧縮記帳の適</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。</u></p> <p><u>(工場用の建物及びその附属設備の意義)</u></p> <p>44の2-3 <u>集積産業用資産である工場用の建物及びその附属設備には、次に掲げる建物及びその附属設備が含まれるものとする。</u></p> <p>(1) <u>工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類するもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p>(2) <u>工場において使用する電力に係る発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備</u></p> <p>(注) <u>倉庫用の建物は、工場用の建物に該当しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(特別償却の対象となる工場用の建物の附属設備)</u></p> <p>44の2-4 <u>集積産業用資産である工場用の建物の附属設備は、当該建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>(工場用とその他の用に共用されている建物の判定)</u></p> <p>44の2-5 <u>一の建物が工場用とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用に供されている部分について措置法第44条の2第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることとする。</u></p> <p>(1) <u>工場用とその他の用に供されている部分を区分することが困難であるときは、当該建物が主としていずれの用に供されているかにより判定する。</u></p> <p>(2) <u>その他の用に供されている部分が極めて小部分であるときは、その全部が</u></p>	<p>(新 設)</p>

工場用に供されているものとすることができる。

(指定集積事業の用に供しているかどうかの判定)

44の2-6 法人が措置法第44条の2第1項に規定する集積区域内において行う事業が指定集積事業に該当するかどうかは、当該区域内にある事業所ごとに判定する。

(注) 協同組合等が当該区域内において指定集積事業を営むその組合員の共同的施設として集積産業用資産の取得等をして事業の用に供したときは、当該集積産業用資産は当該協同組合等の営む指定集積事業の用に供したものととして取り扱う。

(事業の用に供したものとされる資産の貸与)

44の2-7 法人が、自己の下請業者で措置法第44条の2第1項に規定する集積区域内において指定集積事業を営むものに対し、当該事業の用に供する集積産業用資産を貸し付けている場合において、当該集積産業用資産が専ら当該法人の製造する製品の加工等の用に供されるものであるときは、その貸し付けている集積産業用資産は当該法人の営む指定集積事業の用に供したものととして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、指定集積事業に該当しない。

(新 設)

(新 設)

十一 第44条の3(事業革新設備の特別償却)関係

改 正 後	改 正 前
(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)	(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)

改 正 後	改 正 前
44 の 3 - 1事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画、 <u>技術活用事業革新計画、経営資源融合計画若しくは事業革新設備導入計画</u>関係事業者、認定事業再構築計画、 <u>認定共同事業再編計画、認定技術活用事業革新計画若しくは認定経営資源融合計画</u>	44 の 3 - 1事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画若しくは事業革新設備導入計画.....関係事業者、認定事業再構築計画若しくは認定共同事業再編計画.....

十二 第 44 条の 4 (特定電気通信設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 44 の 4 - 1 <u>取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。)</u> をした.....	(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与) 44 の 4 - 1 <u>取得し又は製作し若しくは建設した</u>

十三 旧第 44 条の 5 (商業施設等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<u>第 44 条の 5 (商業施設等の特別償却) 関係</u> (主として公衆の利用に供される共同利用施設の範囲) 44 の 5 - 1 <u>措置法令第 28 条の 8 第 1 項に規定する「主として公衆の利用に供される共同利用施設」とは、休憩所、集会場、駐車場、小公園、カラー舗装、街路灯などのように主として顧客その他の地域住民の利用に供される共同利用施設をいうのであるから、措置法第 44 条の 5 第 1 項の表の第 1 号の上欄に掲げる法人(以下「事業協同組合等」という。)の組合事務所及び当該事業協同組合の組合員等が共同で使用する店舗、倉庫等のような施設はこれに含まれないこ</u>

(廃 止)

とに留意する。

(注) 同号の中欄に規定する「共同利用施設」には、事業協同組合等の組合事務所及び当該事業協同組合等の組合員等が共同で使用する店舗、倉庫等のような施設が含まれる。

(中小小売商業者等であるかどうかの判定の時期)

44の5-2 法人が措置法第44条の5第1項の表の第2号に規定する中小小売商業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得又は建設(以下「取得等」という。)をした同号の中欄に規定する店舗用又は倉庫用の建物及びその附属設備を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(廃 止)

(事業の判定)

44の5-3 措置法第44条の5第1項の表の第2号に規定する中小小売商業者等の営む事業が中小小売商業振興法第2条第2項に規定する小売業又は同法第6条に規定するサービス業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。

(注)1 「小売業」については、日本標準産業分類の「中分類55 各種商品小売業」から「中分類60 その他の小売業」まで、「中分類70 一般飲食店」及び「中分類71 遊興飲食店」に分類する事業が該当する。

2 「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」(通信業を除く。)、「小分類693 駐車場業」、「中分類72 宿泊業」、「大分類N医療、福祉」、「大分類O教育、学習支援業」、「中分類79 協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Qサービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>(店舗の意義)</u></p> <p>44 の 5 - 4 措置法令第 28 条の 8 第 2 項に規定する「店舗用」の店舗とは、措置法令第 44 条の 5 第 1 項の表の第 2 号に規定する中小小売業者等の営む事業を行うために顧客との間に取引がされる場所をいうのであるから、通常店舗と称しないものであっても、理容所、美容所、公衆浴場、旅館、映画館、医院等は店舗に該当する。</p>
(廃 止)	<p><u>(店舗用の範囲)</u></p> <p>44 の 5 - 5 措置法令第 28 条の 8 第 2 項に規定する店舗用には、44 の 5 - 4 に定める店舗のほか、商品置場、こん包、発送等に使用される作業所（製造小売業の作業所、飲食店業の調理場を含む。）、従業員の洗面所、休憩室等店舗に付随して設置される施設に使用されるものを含むものとする。</p>
(廃 止)	<p><u>(店舗用又は倉庫用に主として供されている部分の判定単位)</u></p> <p>44 の 5 - 6 措置法令第 28 条の 8 第 2 項の建物が同項に規定する「店舗用又は倉庫用に主として供されている部分」に該当するかどうかは、建物の階（その階が壁等により更に区分されている場合には、その区分された区画）ごとに店舗用又は倉庫用に主として供されているかどうかにより判定するものとする。</p> <p>(注) この判定の結果、その階又は区分された区画が貸事務所、貸店舗又は住宅の用等店舗用又は倉庫用以外の用に主として供されていると認められる場合には、その階又は区分された区画については、措置法第 44 条の 5 第 1 項の表の第 2 号の適用がない。</p>
(廃 止)	<p><u>(店舗用又は倉庫用以外の用に供されている部分がきん少である場合の特例)</u></p> <p>44 の 5 - 7 措置法令第 28 条の 8 第 2 項の認定商店街整備計画に従って取得等を</p>

	<p><u>した建物のうちに、店舗用又は倉庫用に主として供されている部分とその他の用に供されている部分とがある場合において、その他の用に供されている部分の床面積が当該建物の床面積の10分の1以下であるときは、44の5-6にかかわらず、当該建物の全部が店舗用又は倉庫用に主として供されているものとして取り扱う。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特別償却の対象となる店舗等の附属設備)</u> <u>44の5-8 措置法令第28条の8第2項の附属設備は、同項に規定する認定商店街整備計画に基づき建物とともに取得する場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(特別償却の適用が受けられない部分がある場合の取得価額の区分)</u> <u>44の5-9 措置法令第28条の8第2項に規定する建物及びその附属設備のうち措置法第44条の5第1項の規定の適用のある部分とない部分とがある場合には、これらの部分に係る取得価額は床面積の比その他合理的な基準により区分するものとする。この場合において、建物附属設備については、当該建物の大部分が同項の規定の適用があるものであるときは、その全部をその適用がある部分に該当するものとすることができる。</u></p>

十四 旧第44条の6 (製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係

改正後	改正前
(廃止)	<u>第44条の6 (製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係</u>
(廃止)	<p><u>(特定認定事業者であるかどうかの判定の時期)</u> <u>44の6-1 法人が、措置法第44条の6第1項に規定する高度化計画に係る認定</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<u>を受けた法人であるかどうかは、その取得し、又は製作し、若しくは建設した同項に規定する製造過程管理高度化設備等を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u>

十五 第 44 条の 6 (再商品化設備等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
第 44 条の 6 (再商品化設備等の特別償却) 関係	第 44 条の 7 (再商品化設備等の特別償却) 関係
(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)	(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)
44 の 6 - 1措置法第 44 条の 6 第 1 項.....	44 の 7 - 1措置法第 44 条の 7 第 1 項.....
(附属機器等の同時設置の意義)	(附属機器等の同時設置の意義)
44 の 6 - 2	44 の 7 - 2
(自動車破砕残さ再資源化設備の範囲)	(自動車破砕残さ再資源化設備の範囲)
44 の 6 - 3 措置法第 44 条の 6 第 1 項.....	44 の 7 - 3 措置法第 44 条の 7 第 1 項.....
(注)	(注)

十六 第 45 条 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改 正 後	改 正 前
(生産等設備の範囲)	(生産等設備の範囲)
45 - 1 措置法令第 28 条の 9 第 2 項.....同条第 6 項、第 9 項、第 11	45 - 1 措置法令第 28 条の 11 第 2 項.....同条第 6 項、第 8 項、第 10

項若しくは第 12 項.....

(一の生産等設備の取得価額基準の判定)

45 - 2 の 2 措置法令第 28 条の 9 第 2 項.....2,000 万円又は 1,000 万円.....

(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)

45 - 3 措置法令第 28 条の 9 第 2 項.....2,000 万円又は 1,000 万円... ..

(注)

(工場用等の建物及びその附属設備の意義)

45 - 6

措置法令第 28 条の 9 第 8 項、第 10 項及び第 11 項.....

(1)

(2)

(注)

(取得価額の合計額が 10 億円等を超えるかどうかの判定)

45 - 9

措置法令第 28 条の 9 第 2 項.....2,000 万円又は 1,000 万円.....

.....

項、第 12 項若しくは第 13 項.....

(一の生産等設備の取得価額基準の判定)

45 - 2 の 2 措置法令第 28 条の 11 第 2 項.....2,500 万円又は 1,000 万円.....

(圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額)

45 - 3 措置法令第 28 条の 11 第 2 項.....2,500 万円又は 1,000 万円... ..

(注)

(工場用等の建物及びその附属設備の意義)

45 - 6

措置法令第 28 条の 11 第 9 項、第 11 項及び第 12 項.....

(1)

(2)

(注)

(取得価額の合計額が 10 億円等を超えるかどうかの判定)

45 - 9

措置法令第 28 条の 11 第 2 項.....2,500 万円又は 1,000 万円.....

.....